

## 事業系ごみの搬入禁止物について

事業活動に伴い、排出される廃棄物(事業系ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

入間市では、分別の強化・徹底し、ごみの減量・資源化のため、一部事業系ごみの搬入ができません。

※内容物検査を実施しています。

### ○搬入禁止物(各受入れ先は裏面をご覧ください。)

#### ◇産業廃棄物

事業系ごみのうち、法・政令で定められた次の品目を産業廃棄物といいます。

すべての業種で産業廃棄物	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず・鋳さい・がれき類・ばいじん・輸入廃棄物 産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの
業種によって産業廃棄物	紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物性固形不要物・動物のふん尿・動物の死体

詳細は市ホームページを確認ください。

[https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sogocleancenter/gomi/jigyo\\_gomi/11199.html](https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sogocleancenter/gomi/jigyo_gomi/11199.html)



#### ◇リサイクルできる紙類(新聞紙・ダンボール・雑がみ 等)

ごみの減量・資源化のため、リサイクルできる紙類は民間の受入れ業者にお持ち込みください。

※個人情報等、社外秘の情報が含まれる書類は、受け入れ可能

#### ◇分別されていないごみ 市で処分不可能なごみ

ごみの減量・資源化のため、分別されていないごみは搬入できません。

また、市では処分不可能なごみも搬入できません。

### ○搬入可能なごみ

◇弁当パックやビン・缶・ペットボトル等の従業員の個人消費によるごみ

◇個人情報等、社外秘の情報が含まれる紙(一般廃棄物に限る)

◇その他、事業系一般廃棄物にあたるもの

※必ず分別してご搬入ください。分別できていないものはお持ち帰りいただきます。

※家庭ごみも一緒にお持ち込みいただく場合は、事業系ごみとは分けてください。

## 受入れ先一覧(例)

### ○産業廃棄物

業者名	電話番号	住所	受入れ不可の物もあるため、持込む前に業者まで確認ください。
入間緑化開発(有)	04-2935-0906	狭山台 4-16-10	
山口商会(株)	04-2964-2552	宮寺 3086	
(株)木下フンド	04-2946-0111	所沢市大字坂ノ下 1142	
(株)タイセイサイクル	04-2945-1190	所沢市南永井 578-1	
日栄興産(株)	04-2956-2125	狭山市上赤坂 643-4	

その他、産業廃棄物処分業者は、埼玉県公式ホームページをご確認ください。

[埼玉県知事許可] 産業廃棄物処分業者名簿

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-meibo.html>



また、産業廃棄物を排出する事業者向けのお知らせも掲載されています。併せてご確認ください。

産業廃棄物を排出する方-埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/haisyutsu.html>



### ○紙類(新聞紙・ダンボール)

業者名	電話番号	住所	水で濡れた、汚れたものは受入れ不可。 詳細は持ち込む前に業者までご確認ください。
王子斎藤紙業(株) 西武所沢営業所	04-2948-0070	所沢市林 1-327	

※こちらに記載の受入れ業者は総合クリーンセンター周辺に所在する業者の一例です。  
(令和6年4月1日現在)

このチラシの内容は、市ホームページでも公開しております。

[https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sogocleancenter/gomi/jigyo\\_gomi/382.html](https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sogocleancenter/gomi/jigyo_gomi/382.html)



【搬入禁止物に関するお問い合わせ】

入間市総合クリーンセンター TEL04-2934-5546